

んでまいりたいと考えております。
なお、うぐいすホールにつきましては、大ホールの七列から二十列までの席にループ方式による補聴システム装置が備えてあり、これまで補聴器を装着している方々には効果的にご利用いただいている所ですが、今後、さらに集団補聴システムが施してあることの表示やその周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、要約筆記者養成講座の開催につきましては、これまで県が実施主体となり、聴覚障害者、手話取得の困難な中途失聴者や難聴の方々のコミュニケーション活動を支援するため、要約筆記の奉仕員を養成してまいりました。

本市におきましては、都留市社会福祉協議会で手話講習会・点字講習会などの障害者社会参加促進事業を実施しておりますので、要約筆記養成講座につきましても、今後、この事業の中で実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、補聴器購入助成制度につきましても、身体障害者福祉法に基づき、医師の診断をもとに、山梨県障害者相談所において聴覚障害者の認定を受けた方々に対し、三万四千二百円から十三万七千円を限度として八種類の補聴器の購入に對し、所得に応じて一部個人負担をお願いする中、助成を実施いたしております。

万九千円の増額助成を行っているところであります。
これらの補聴器助成につきましては国と市でそれぞれ二分の一を負担しているところであり、今後、この制度を有効に活用していただくよう、周知を図ってまいりたいと考えております。

女性専門外来

問

最近、女性外来の開設が相次いでいます。その多くの病院で、数カ月先まで予約待ちの状態とのことであり、神奈川県内の総合病院では、国立横浜病院で初めて開設されました。診療科や病気に関係なく、「女性患者が女性医師に見て欲しい場合の窓口」として平成十四年九月三日に開設して以来、週一回の実施日には県内各地から多くの受診者が訪れているそうです。開設以来、計四回の外来に訪れた受診者は十代から七十代の延べ五十一人で、「こうした女性専門外来が始まるのを待っていた」という声が多く聞かれたそうです。受診に訪れる人の症状としては、乳房や泌尿器の疾患、痔などの悩みが多く、女性が病院に行つて診てもらふことに心理的抵抗を感じるような疾患が多数あることを示唆しています。

しかし、女性専門外来は、単に女性の医師が女性を診察すると言っただけではありません。女性と男性では体や病気のメカニズム、治療などに基本的な違いがありま

す。その相違に着目した医療を「性差医療」と云われています。女性の一生はホルモンの支配を男性よりずっと強く受けます。女性ホルモンのエストロゲンに守られて、閉経前は病気に掛かる率は低く、更年期障害というバリアはありますが、しかし、その後は心血管疾患が増え、骨粗鬆症や痴呆の発現率が男性よりずっと高くなるなど、健康度は低下するそうです。狭い意味の「女性の健康」だけを考えるのではなく、特に更年期以後の四十年近い年月をいかに生活の質を高め、健康に生きることができ

るか追求する必要があるのです。アメリカでは、サリドマイドなどの薬害が続いた為、FDA（食品医薬品局）が一九七七年「妊婦の可能性の有る女性を薬の治験に参加させない」との通達をだし、臨床データが男性のものばかりという時代が続きました。

その後、それがおかしい事に気が付いて、九〇年代に入ると、政府は女性に関する医学研究を奨励し、薬の臨床治験の半数に女性を加えるなど、「性差医療」の幕が開きました。日本は、これからの段階でしようとして、千葉県衛生研究所長の

天野恵子医師は語っています。
東京・市ヶ谷に「女性のための生涯医療センターViVi」が平成十三年十一月にオープンしました。ここでは、各科の診療の前に、最低十五分のカウンセリング（自費診療）を設け、そのデータをもとに、各科の医師が相談したうえで、適切な治療法を患者に提案しています。従来の縦割りの医療では、更年期障害など、各科にまたがる総合的な診療は難しく、医師と患者のコミュニケーションが取りにくく、そんな流れを変える試みです。完全予約制で開院と同時に電話が殺到したそうです。現在は毎日診療ですが予約は三カ月待ちのようです。そこで、お伺いいたします。女性医師による診療を要望する声を私も時々お聞きしておりますが、本市では女性のための健康相談を女性医師によって行っている窓口はあるでしょうか、その状況についてお伺いいたします。

また、男性医師の診療に抵抗がある女性患者が来院をためらい、手遅れになるケースもあると、お聞きしていますが、これについて本市の状況をお知らせください。

また、県内で女性専門外来を開設している病院の有無についてもお知らせください。本市の市立病院内に、平日の昼間、女性医師による女性専門外来を開設できないものでしょうか、いま「女性専門外来」は時代の要請であります。女性専門外来を開設する要望を含め、女性専門外来設置について、市長の向きの答弁をお願い致します。

働く女性の増加や高齢化などを背景に、女性の医療に對するニーズは、益々多様化、高度化、また専門家してきております。最近では、性差を考慮した相談や診療の必要性から、女性特有の心身の悩みや疾患について女性医師が相談や治療に應じる、いわゆる女性専門外来を開設する医療機関もできており、大変好評を得ていると聞いております。

しかし、女性医師は増加傾向にあるとはいえ、全国平均で約一四%とまだまだ不足しているのが実情であり、現在、県内において女性専門外来を開設している病院はなく、これから検討を始める病院が一件となっております。

ご質問の市立病院の女性専門外来の設置についてであります。患者のプライバシーを保つための診察室の設置や、女性医師の確保など施設面あるいは人的体制面での整備を図る必要があります。市立病院の現状を考えると、施設面においては限られたスペースの中で、新たな専用診察室を設けることは、現状では困難な状況となっております。

また、人的体制面につきましても、本年三月一日現在、医師の数が常勤医師十七名で、内一名が女性医師となっております。その多くが大学医局から派遣されている現状を考えますと、設置は難しい状況となっておりますが、将来的な課題として、女性が安心して相談をし、診療が受けられるスペースの確保や産婦人科など、対象となる診療科への女性医師の配置などの



実現に、努力してまいりたいと考えております。

次に、女性医師による健康相談窓口についてありますが、本市では、ご質問の趣旨に沿った相談窓口は開設いたしておりませんが、女性医師ではなく、看護師等による女性相談窓口の設置について、検討を進めてまいりたいと考えております。

少子化の対応

について

益々スピードを強めつつある我が国の少子高齢化社会とは「社会保障を支える国民が急速に減少し、支えられる国民が急速に増えていく時代」であります。

厚生労働省の社会保障・人口問題研究所の将来人口中位推計では、人口の推移は、☆二〇〇〇年の一億二千六百九十三万人から、二〇〇六年に一億二千七百七十四万人と最高となり、二〇五〇年には、一億五十九万人と(約二千七百万人の減少)と推計されています。☆老年(65歳以上)の人口は、二〇〇〇年の、二千二百四万人から二〇一三年には、三千万人に、更に、二〇五〇年には、三千五百八十六万人に増大すると推計されています。☆生産年齢(15~64歳)人口は、二〇〇〇年の、八千六百三十八万人から二〇五〇年には、五千三百八十九万人に(約三七%)減となり、(現役世代対高齢者比率)は、二〇〇〇年の三・九人対一人、二〇五〇年は、一・五人対一人と

なります。☆年少(0~14歳)人口は、二〇〇〇年の千八百五十一万人から二〇五〇年には、千八十四万人で(約四一%)の減であります。☆年間出生数は、二〇〇〇年は、百十九万人であり、二〇五〇年には六十七万人に減少すると推計されています。このように社会保障制度を支える人が大変なスピードで減少し、支えられる人が急速に増大することが明かであり、子供を生み育てるための環境と支援策が急務であると思えます。そこで伺いたいと思います。

(一) 私が昨年の九月定例会一般質問で、先ほど述べたように五十年後の年間出生数を考えますと大変に深刻な問題であり少子化対策の一つとして、妊娠を望ながら不妊に悩む夫婦に「不妊治療費助成制度」の創設を要望したところであります。市長答弁では、実施市町村の現状や成果を把握すると共に、国の動向を見守る中で検討すると言われましたが、(イ) 実施市町村の現状・成果について、また、国の動向について現況をお伺いします。(ロ) 山梨県で、不妊治療をしている病院の数と病院名、また、治療を受けている人数と、治療での妊娠成功率・出産数についてと、近県病院の現状について、また、都留市内には、不妊に悩んでいる方は、どのくらいおられるのか、このような方々への相談窓口の有無についても伺いたします。

九十四人が妊娠五十人が出産し、新しい命が誕生したようであります。この不妊治療の成功率の高さを踏まえ、富山県では、少子化への対応として平成十五年度「不妊治療助成制度」が創設されると聞いております。制度の内容は、保険の適用外となる体外受精や顕微鏡受精を行う夫婦に年間十万円を限度として助成することです。当市においても、出生率アップの対策の一助として「不妊治療費助成制度」の創設を再度、要望するものであります。如何なるものでしょうか、伺いたします。

二 子宝祝金について伺います。先ほど述べたように、少子化が大変なスピードで進んでおり合計特殊出生率(一人の女性が一生の間産む子供の数)が、二・〇八人を下回れば総人口は減少すると言われておりますが、平成十三年の合計特殊出生率は一・三三人であり、社会に及ぼす影響が大きく、国を初め、都留市においても、子供を安心して生み育てられる環境対策や支援対策をあらゆる角度から子育てを支援する施策が推進されております。その一つに都留市子宝祝金支給制度があり、第二子二万円・第三子五万円第四子以降十万円となっておりますが、現在の社会経済状況や五十年後の出生数を考えますと、出生率アップのため、経済的負担を軽くしてあげるべきと考え支給の見直しが必要と思えます。そこで私は、第四子以降十万円の支給を廃止し、第三子以降三十万円として支給するよう見直しを願います。また、第二子に對しても二万円を五万円にしてあげられないでしょうか。



近隣の市の大月市では、既に三子から三十万円、上野原町でも同額が支給されています。このことについての見直しと、要望も含め、市長の心暖まる答弁を期待します。

近年の我が国の少子化の直接要因としては、晩婚化の進行などがあげられており、晩婚化の背景としては、結婚観、価値観など個人の意識の変化と併せて、育児への負担感、仕事と育児の両立への負担感などの様々な要因が指摘されております。

こうした少子化の進行は、労働力人口の減少、高齢化率の進行、現役世代の負担の増大、子どもの健全な成長への影響、地域社会における活力の低下など、社会経済全体に広く深刻な影響を及ぼすことが懸念されております。

この問題の解決策の一つとして不妊治療費助成制度であります。現在、全国で二十七の市町村が導入しており、平成十五年度からは数都道府県が制度を開始すると聞いております。

国においては、厚生労働大臣が昨年七月松本市で行なわれたタウンミーティングにおいて、九月をめどに新たな少子化対策の中間報告に不妊治療を盛り込み、二〇〇三年度予算に支援措置を盛り込みたいとの意向でありましたが、最近における厚生労働大臣の国会答弁によりますと、不妊治療は倫理面の問題、技術の問題、成功率の問題、医療機関の体制整備の問題等いくつかの課題があるので、これらを現在、論議しており、二〇〇三年度中を目途に保険適用ができるよう検討を進めているとのことであります。

次に、山梨県で不妊治療を行っている医療機関で公表されているものは、双葉クリニック、吉田婦人クリニック、松田医院、長坂クリニックの四医療機関であります。治療を受けている人数、妊娠成功率、出産数につきましては、現在把握できない状況であります。全国的には、不妊治療を受けた方は、推計二十八万五千人、出産数六万人で成功率が概ね二〇%であると報告されております。

なお、都留市内における不妊で悩んでいる方の数については、正確に把握できませんが、都留市立病院の産婦人科においては本年度約三十名の方が受診をしたとのことです。

また、相談窓口の有無につきましては、プライバシー等の問題から設けておりませんが、産婦人科

を診療科目としている医療機関において、個々の相談を受け不妊治療の必要がある場合は自身で治療を行うか、専門医を紹介するなどしているところであります

現在、不妊治療費の一部は保険対象であるものの、大部分が保険外とされ、治療に対して経済的負担が大きいと認識をいたしておりますが、助成制度につきましては、国全体として国民的な理解と広がりが必要であり、今後示される国の少子化対策の一環としての不妊対応策を踏まえながら検討すると共に、県に対して要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、子宝祝金につきましては、出産した母親に産産を祝うことにより福祉の増進に資することを目的として、平成四年四月より支給を行っているところであります。

ご質問の支給の見直しにつきましては、一時的な祝金の多寡が、出生率アップの直接的な動機づけになるとは考えにくいと思われませんが、他市の現状やその成果を、調査・検討してまいりたいと考えております。

市長の所信表明

について



問 総務省が、この二十八日に発表した労働力調査によると、一月の完全失業率は五・五％で前月より〇・二％悪化しております。

また、二〇〇三年度予算案は、

年度内成立がほぼ確実になったと新聞にでていましたけれど、景気の先行きへの不透明感は増しております。

私も、平成十一年四月に都留市議会議員に当選させていただきました。四年、任期最後の定例会一般質問をさせていただきました。二十世紀に入り地方分権の流れは加速しておりますが、地方自治体は、地方交付税、国庫支出金の縮減など財源の減収問題に直面しております。私は、地方自治体が自己決定、自己責任で諸施策を進めていくには、国からの財源保障が不可欠と考えております。市として、この問題を政府に強く求めていくべきではないでしょうか。

また、当市におけるまちづくりを推進していく中で、市長説明における行財政改革の第三次都留市行財政改革大綱を進めていくには、従来からの慣例を打ち破る新たな発想と挑戦する勇気をもって進めていただきたいと思っております。私はず、情報の公開を積極的に進めていくことが市民の皆さんのご理解とご協力がいただけると思いますが、簡素で効率的、かつ透明性のある行政の運営に努めていただき、今期市長表明の施策を進めていただきたいと思っております。



答 「地方にできることは地方を縮減し地方の自己決定の下に、自立を確立するためには、国の関与を縮減し地方の自己決定の下に、自助努力と自己責任による財政経営を目指すことが、基本的な考え方であるとし、国では地方税財政制度改革において、国庫補助負担

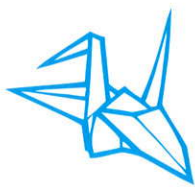
金、地方交付税、税源委譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討するとしております。

地方分権を推進し、個性豊かな魅力ある地域社会を構築するためには、国庫補助負担金の整理・合理化は不可欠であると考えますが、その財源として、単に国税を地方税に振り替えるといった税源委譲は、税収の多くが大都市に集中してしまい、本市のような財政力の弱い自治体は、結果として減収となってしまうと思います。

そのため、地方交付税制度に確立されている、税源の偏在性を調整する財政調整機能と財源保証機能を一括として、税源委譲の検討を行い、三位一体の改革が単に地方の小規模自治体への負担転嫁とならないよう、全国市長会などを通じ要望していきたいと考えております。

また、地方分権の理念であります「自己決定・自己責任」のもと、限られた財源と人的資源を最大限に活用し、市民満足度の高い効率的な行財政経営に取り組んでいくためには、地域社会のニーズを的確に把握し、事務事業の評価と選択を行い、真に必要とされる事務事業について効率的に実施するための、行財政システムの確立が不可欠であります。

この度、第三次行財政改革大綱と併せ、行財政改革実施計画を「協働」「自立」「効率」の三つの視点に基づき策定



いたしました。その実行には職員意識改革と資質向上を図るとともに、行政の情報公開を積極的に進め、市民の皆様のご理解とご協力をいただくことが重要であります。

そのため、行財政の現状と課題の把握を目的とする「行政評価」や「バランスシート」の公表、政策の立案等に際し、市民の意見を反映させる「パブリックコメント制度（意見提出手続制度）」など、新たな行政手法を導入していくこととしております。

また、広報紙を始め、新聞等の各種メディアを活用すると共に、市民の間にも急速に浸透しつつある、ホームページなど、高度情報技術を活用した新たな情報伝達手法を積極的に導入し、情報の公開を進め、市民の皆様のご理解とご協力をいただく中、簡素で効率的かつ透明な行財政経営に努めてまいります。

県道宝バイパスの進捗状況と今後の見通しについて



問 このバイパス計画は、関係各位の皆様のご協力により大幡地区の一部が拡幅改良され供用開始されております。現在も引き続きバイパス用地の交渉中と何っております。また、現在は金井地区の用地交渉中とお聞きしております。国道二十号初狩地内からの取り付け工事、平成十四年十一月には完成し、十二月一日よ

り供用されております。

また、十二月一日より大月都留広域事務組合の焼却施設も稼働になり、国道二十号初狩地内からの車の交通量が多くなっております。このような状況の中で、一日も早く整備が必要ではないでしょうか。私が県当局から聞いていたなかでは金井地域のトンネル工事、また、桂川に架ける橋の工事を先にやる意向と聞きおよんでおります。私は先行区間として市道横畑・加畑下大幡線の大群橋付近からサントウン宝の入口までの区間を先に工事すべきだと思っております。

その理由は、平成十四年十二月から奥丸太地区のごみ焼却場の稼働と国道二十号初狩地内からのアクセス道路の供用により交通量が多くなっているからであります。

また、この区間の用地交渉も九〇％以上進んでいると聞いております。宝地区住民の皆さんが安全で歩行できますように、宝地区住民の皆さんの緊急課題でありますので当局におかれましても再度関係当局に強く働きかけていただきたいと願うものであります。当局の前向きな答弁をお願いいたします。



答 県道高畑谷村停車場線は、宝地域内の集落を縦貫する県道であり、これまで必要に応じて改良を重ねてきたものの、抜本的な改良が困難であったことから、平成七年から通称「宝バイパス」の建設事業をスタートさせ、用地買収や工事を進めてきたところであります。



宝バイパスの予定ルート金井地域付近

市町村合併について

今後とも地元の皆様を始め、関係者のご協力をいただく中で、事業主体である山梨県に対し積極的に取り組んでいただきますよう強く要請してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

問

「未来を拓く都留まちづくり会議」を終えて、市長は、

そこで市町村合併について前向きな意見が多く寄せられたことと、そのほかいくつかの要件を重ねて検討し、「市町村合併問題は避けて通れない課題」だと結論付けました。市長は「合併」でなく「合併問題」と、婉曲な表現をしています。市長は、「まちづくり会議」の場ではあきらかに「合併促進」の立場で発言していましたので、この点は、まず確認しておきたいと思えます。そもそも「合併」は市の将来像と深くかかわるものであり、あいまいな態度は許されるものではありません。

この県道につきましては、地域発展のための重要な路線であると共に、初狩地内において進められておりました、国道二十号へのアクセス工事が昨年十二月に完了したことにより、利便性が大幅に向上し、交通量も増加していると推測されますので、一日も早い完成が望まれているところであります。

私は中谷地区の会議に出席し、質疑の内容を聞きましたが、受けた印象は市長とは違いました。一言で言えば、与えられた情報の少ない市民が「どうしても合併しなればならないのか」と質したのにたいして、市長はじめ、市の幹部職員が合併しなければならぬ根拠をたくさんあげて説得するという形でした。その根拠として、

小泉内閣の方針や地方制度調査会の西尾私案、さらに自民党総務会の論議などを先取りしてしました。

これらの方針は全国町村会をはじめとする地方関係者や肝心の地方制度調査会の委員からさえ異論が出ています。市がこれらの見解を無批判に受け入れ、国に代わって市民を説得することが、市民生活を守る責任を負う地方政治の立場から見ると適切なものでしょうか。

マスコミの多くが、合併が避けられないかのような報道をしているもとで、市民から反対の声が出てこないのはある意味で当然です。当初の議会答弁と違って、市の広報も総務省のパンフレットそのままに、メリットのみをあげて客観的には合併へ向けて世論を誘導する役割をはたして来ました。市や市民の将来を左右する重大問題に対して、このような一方的な情報を流してよいものか。大変疑問を感じます。私は中谷地区の



まちづくり会議

「まちづくり会議」で出された市当局の合併推進の論拠のうち、市民にとって分かりにくい地方交付税を中心に、あらためて当局の見解を質したいと思います。

その第一は、そもそも地方交付税とは何かという問題です。

地方交付税は二つの役割があります。一つは自治体間での税収のアンバランスを調整するという財政調整機能です。もう一つは自治体が標準的に行うべき行政サービスの財源を国が補償するという財源保障機能です。地方交付税法はその目的を地方団体の独立性を強化することだとしています。つまり必要な財源を保障してこそ地方自治体は国に依存することなく独立して運営できるという見地に立っているのです。さらに、これを保障することは国の責任であるとされています。

このように地方交付税は地方の自立を保障するものです。この制度が自治体の依存体質を助長するなどというのとはもとと財源のない自治体の存在を否定するものであり、地方交付税の何たるかを理解しないものです。こうした基本を踏まえない論議が横行することについては、総務大臣の諮問機関である地方財政審議会できえ、十二月六日の「平成十五年の地方財政についての意見」で「地方交付税による財源保障と財政調整は不可分であり、両機能のうち財源保障のみを廃止するという考え方は採りえないものである。三位一体の改革の推進に当たっても、こうした地方交付税の役割の重要性

を十分踏まえることが必要である」と、あらためて強調しているほどです。

国が「標準的な経費」の水準を決める権限を持つとはいえず、地方交付税そのものを限りなくゼロに近づけることなどできないことは言うまでもありません。つまり地方交付税の財源である国税五税の収入が減少すれば、国は他の分野の支出を減らすほかないというのが、地方交付税法という国の責任ということです。国の借金が大きいから地方交付税が来なくなるという認識も、同様に地方交付税に対する国の責任についての無理解から来るものです。もし、この地方交付税の機能を大幅に縮小するとか、廃止ということになるなら、それは地方交付税法の「改定」ではなく「廃止」ともいうべき大問題です。地方自治体だけでなく、あらゆる分野の「ナショナルリズム」社会保障の崩壊をもたらしかねない大問題です。そんなことが許されるはずはありません。この点を当局はどう認識しているのでしょうか。

第二は、地方交付税が減らされていて大変だという認識についてです。

国は、これまで地方交付税として交付しなければならぬ額のうち、地方交付税特別会計の借入金で対応してきた財源不足分について、平成十三年から平成十五年までの三年間は、半額を国の一般会計からの繰り入れで、残り半額を赤字地方債、つまり臨時財政対策債への振り替えでまかなうこ

とにしています。その返済額は全額地方交付税で措置されます。この処理の仕方に関しては、三年間の地方交付税の増減を言う場合は、地方交付税と臨時財政対策債をあわせて見なければなりません。

都留市の当初予算で見れば、その総額は対策債振り替え前の平成十二年の交付税額四十四億七千八百万円に対し、平成十三年は四十五億二千六百万円、平成十四年は四十六億七千四百万円、新年度は四十九億七百万円です。地方税の減収や公債の増額などの要因もあり、交付税額は増えているというのが事実ではありませんか。それをなぜ、市民に向かって「減った」と強調するのか、真意を問うものです。

第三は、段階補正の縮小の実際についてです。段階補正など地方交付税の財源保障機能によって、現在、道志村は村民一人当たり交付税が五十万円、都留市は十万円きています。「まちづくり会議」で説明されました。

段階補正の縮小は自治体関係者の反対にもかかわらず、昨年度から三年間かけて、実施しています。その内容は五万人程度より少ない人口の自治体への交付税の割り増しの率を「三分の二程度」に下げ、一方、人口の多い市にはその分多く配分するというものです。しかし、これは影響の大きい市町村でも一年ごとに千八百万円程度、三年日の平成十六年までの合計で五千二百万円程度の減額になるも

のと試算されています。「まちづくり会議」では段階補正がどんどん減らされて大変だという説明がされましたが、なにを根拠にしているのでしょうか。また、都留市への影響額はどの程度なのでしょう。

第四に、合併による財政基盤の強化という課題についてです。

「まちづくり会議」では地域経済の振興策については触れませんでした。逆に財政力指数は〇・四六から〇・三八五へ下がるといふ数字が示されました。新しい市の発展は地域経済の発展が土台だと思えますが、それがないとすれば、合併は単に「大きいことはいことだ」という幻想を振りまくだけではありませんか。財政規模の拡大は財政力の強化とイコールでないことは常識です。当局は行財政改革による合理化、スリム化だけで財源を大きく生み出せると考えているのでしょうか。それとも合併特例債と財政支援借置目当てに合併をすすめるのでしょうか。それが「未来を拓くまちづくり」になるでしょうか。中谷地区の「まちづくり会議」では、「合併は特例債抜きに、ほんとうに必要かどうかを検討すべきだ」というきわめて理性的な発言がありました。心すべきではないでしょうか。

第五に、現在提起されている合併案を進めた場合の得失です。「まちづくり会議」では「合併すればどんなメリットがあるのか」という質問に対し、「道路が広域で整備できる」「市立病院が総合病院になり、診療科目が増やせる」「消

防署の機能が強化できる」「専門性のある職員が配置でき、市民サービスが向上する」など、総務省の説明そのままのメリットが示されました。また、「合併特例債の活用によって懸案の消防庁舎の建設や火葬場・斎場の建設ができる」といつた具体的な例も示されました。

総務省の誘導策でいえば、都留市の長期計画で一度も取り上げられなかった課題が、合併すれば急にまちづくりのテーマに浮かび上がってくるのでしょうか。逆に、市はいま節約のために行財政改革を進めている最中ではありませんか。総務省の説明を市の実際の行財政計画に当てはめることができるか、それをそのまま市民に示すことは誤解を広げることになりません。避けるべき対応といわなくてはなりません。

合併特例債の活用による消防庁舎などの建設についてどうでしょう。はたして合併によって生じるリスクに見合うものでしょうか。ここにこそ慎重な検討が求められる課題があると思います。

提起されている四市町村が合併した場合の将来像について、道志村を例に見てみます。

道志村で現在もっとも大きい事業所は村役場です。約五十人が働いています。村内に十人を超える職場はほとんどなくなっているといえます。役場がなくなれば役場と現場職員が作り出してきた、周辺の需要がなくなります。五十人の働く場もなくなりそうです。だが、村の振興策を考えるのでしょうか。

都留市から見た道志村は「道志七里」に象徴される広大な遠隔地です。さらにその最遠隔地は月夜野です。市役所からは道志山塊をこえて車で一時間半以上、甲府市に行くよりもずっと時間がかかります。都留市民が自治体としての一体感を持つには無理があります。村民の選択に口を挟むつもりはありませんが、私は独立した、役場のある「村」として存続し、村民が自分の頭で考えることによってのみ道志村の発展は保障されるものと考えます。

政府が描く自治体の将来像は、地方交付税の節減にとどまらず、大都市部にお金を集中し、地方の小さな町村を切捨てようというものです。その誘導策に乗ってよいのでしょうか。

最後に市長の今後の方針について問うものです。秋山村の議会が合併協議会の設置を否決した場合、都留市主導で合併を推進するのでしょうか。あるいは大月市との合併協議に応じるつもりなのでしょうか。明快な答弁を期待するものです。

答

本年度の「未来を拓く都留まちづくり会議」は、昨年度に引き続き市町村合併をテーマに、二月七日から二十日まで市内九地区で開催いたしました。

各会場におきまして、国や都道府県、また、市町村の動向や現況等について、出来る限りの情報やデータを提供し、ご議論をいただきましたところ、住民発議によって示された合併対象市町村との合併協議会の設置を含め、前向き

な意見が多く寄せられたと受けとめております。

議員お尋ねの地方交付税につきましては、その目的にあるように、地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡を図り、かつ、必要な財源の確保を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することであるとされております。

そのため、地方団体の間の財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が合理的、かつ、一定の水準が維持できるよう財源を保障することとなっております。

現在、国において、地方分権を推進する中で、地方の自立性を高めるため、国庫補助負担金、税源移譲、地方交付税のあり方について三位一体の改革が議論されており、地方公共団体の差にかかわらず、地方公共団体が必要な行政サービスを提供するために、この地方交付税制度の役割は大きく、これからも地方交付税を通じた財源確保は、基本的に維持されるべきものと認識しております。

また、地方交付税は、平成十四年度まで実施していた国の交付税及び譲与税配付金特別会計における財源不足分の借入れを廃止し、平成十五年度から臨時財政対策債に全額振り替えられたことにより、平成十三年以降大幅に減少しております。

一方、臨時財政対策債の発行可能額の増加につきましては、平成十五年度、本市においては、七億三千万円の発行が可能となる見込

みであります。従って、議員ご指摘のとおり双方の合計額は従前の地方交付税の額を上回る形となっております。

しかし、この臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足を補うために、地方財政法の特例として発行が許可されるもので、いわゆる赤字地方債であり借金であり、その元利償還金については、次年度以降、十年から二十年かけて、地方交付税に全額算入されることになっておりますが、この制度は、平成十三年度から十五年度までの臨時的措置として発行が認められているものであり、平成十六年度以降は、その取り扱いが現時点では明らかとなっております。

次に、段階補正の縮小について
地方自治体が行行政サービスを行う場合、人口の多い自治体は、スケールメリットが働くため、小さな自治体よりも経費的に割安になり、小規模自治体は割高になります。段階補正は、それに対し交付税の割り増調整を行う機能であり、議員ご指摘のとおり、平成十四年度から三年間で交付税の割増率を段階的に三分の二程度に引き下げる措置が講じられています。

特に、人口四千人程度の自治体の影響が最も大きいといわれており、本市について算定を行ったところ、平成十四年度で概ね二千四百万円減少しており、この比率で減少していくと、平成十六年度以降毎年七千二百万円が減少する見込みであり、税収の伸びが期待できない現在の経済情勢において、

非常に大きな影響であると認識しております。

次に、合併による財政基盤の強化と住民発議に伴う四市町村が合併した場合の得失についてであります。これまで繰り返しご説明してきましたとおり、市町村合併は目的ではなく、厳しい経済状況の中にあっても持続可能で自立した自治体を構築していくための手段であり、大切なのはこの手段を使って、いかに個性と活力とうるおいに溢れた地域を創造していくのか、また、人々の知恵と工夫で、何を生み出していかかであると認識いたしております。

したがって、合併協議会が設置され、その中で、合併の是非を含めて十分に地域の将来像が検討されることを期待するものであります。

次に、今後の方針についてであります。

四市町村の住民発議に基づく合併協議会の設置につきましては、都留市議会、道志村議会が昨年十二月に、また、西桂町議会におきましても去る三月七日に、それぞれ議決されておりますが、秋山村議会は継続審議中であり、結論がでない状況であります。

現時点では、住民発議による合併協議会の設置の件を優先的に考え、秋山村の動向を見守っておりますが、今後につきましては、住民の意思や議会の議決を尊重する中で、議会と十分協議し、対応を検討してまいりたいと考えております。

路線バスの運行 について

問

まちづくり会議のもう一つのテーマは市内路線バスの問題でした。議会の名譽のために言っておきますが、四年前、私は規制緩和の一環として、まさに避けて通れない課題になるという立場から、この問題を取り上げて当局の対応を求めました。四年前、どんな検討をされてきたのでしょうか。バス会社の意向が示された今になって対策を考えるというのはどういうことでしょうか。四年あれば、何らかの準備ができたと思えます。急であればそれなりのリスクが伴います。中谷地区の「まちづくり会議」では、交通弱者のためにバスを小さくしても運行してほしいという意見が出ました。私は市民の優しさを感じました。私としては高齢者など、車を運転し

答

平成十四年二月の道路運送法の改正に伴い、需給調整規制が廃止され、本市のみならず赤字バス路線を抱える自治体にとりましては、生活路線バスの運行維持は大きな行政課題となっております。

この問題に対応するため、県においては平成十三年三月に国、県、市町村、バス事業者を構成員とした「山梨県生活交通対策地域協議会」を設立し、生活交通の確保についての協議がスタートいたしました。

本市においては、昨年二月に富士急山梨バス株式会社から「生活交通確保にかかわる補助制度についての考え方とお願い」の文書が提出されましたが、現在まで財政支援を行うことなく運行が継続されてきたところであります。

また、本市が構成員となっている山梨県市長会でも、この問題は全市に共通する大きな課題として捉え、県に対し路線バス運行維持に対する財政支援を要望してまいりました。

県においてはこれを踏まえ、国の補助対象外路線のうち広域的・幹線の路線に準ずる路線に対して、平成十四年度に県単補助制度を創設したところであり、これに対

し、富士急山梨バス株式会社においても、県補助の対象となるよう路線変更措置が講じられております。

しかしながら、県補助対象となる路線は数少ないため、本市といったしましては、この補助制度の要件緩和について、さらに要望しているところであります。

この路線バスの運行維持については、利用者数の減少という現実とともに、バスのみに頼る交通弱者の存在も併せて、検討しなければならぬ課題であると認識しております。

そのためには、バス事業者の更なる創意工夫による効率化と、利用者とのニーズに合わせた、運行形態による赤字額の圧縮について求めていくとともに、市の財政支援を行う際には、その費用負担者となる市民の意向を十分踏まえて検討していくことが、大切であると考えております。

先に開催した「未来を拓く都留まちづくり会議」において、様々な意見をいただいたところでありますが、今後、市民の皆様による協議会等も設置する中で、この問題について検討していきたいと考えております。

大学の諸問題 について

問

地名辞典で都留市を引くと出てきます。私のもっているのは二冊ですが、等しく谷村は嘗ての

